

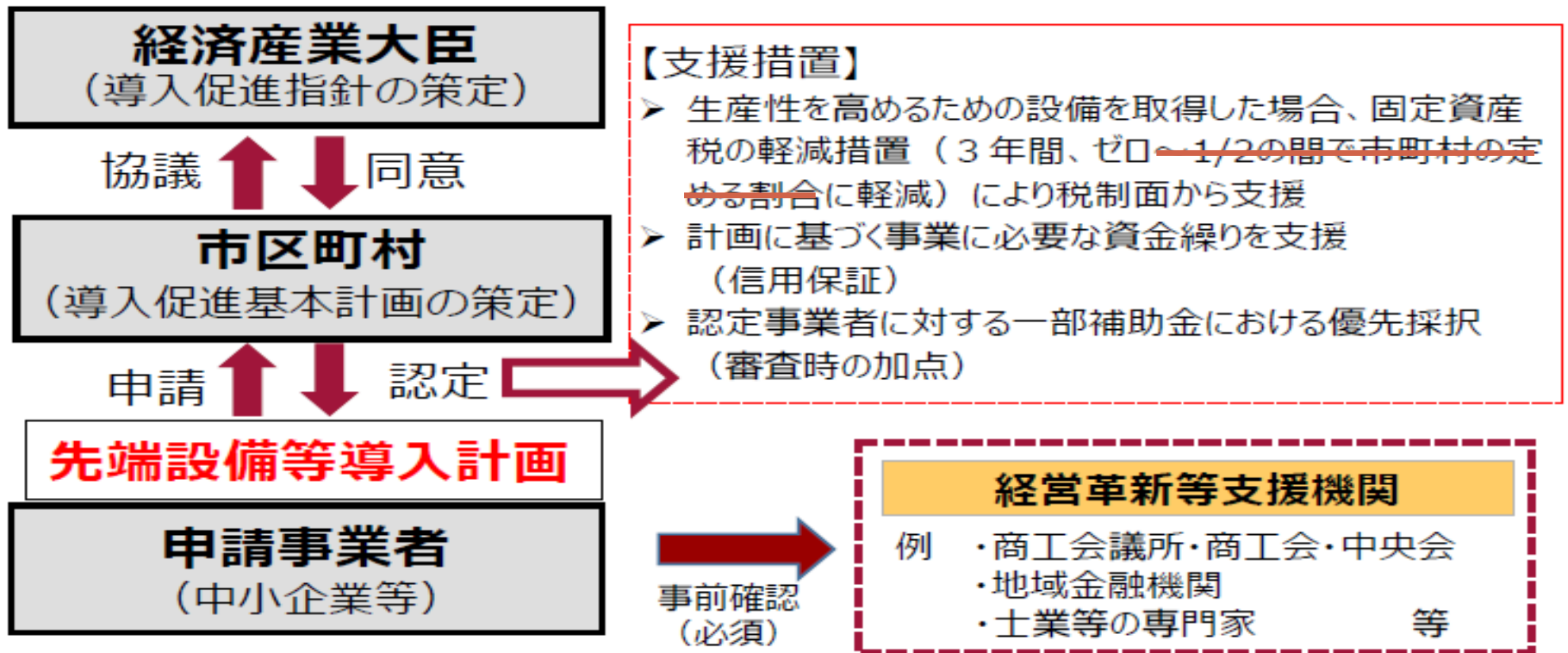
「先端設備等導入計画」とは



- 「先端設備等導入計画」は「生産性向上特別措置法」において措置されたもので、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

制度概要

天草市内の事業者が「先端設備等導入計画」に基づく支援措置を受けるためには、市が定める「導入促進基本計画」に沿った計画である必要があります。



「先端設備等導入計画」の認定を受けられる 「中小企業者」



業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他※		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当
※対象となる中小企業者は個人事業主のほか、会社法上の会社、企業組合、協業組合、事業協同組合等となります。

天草市が求める「先端設備等導入計画」



主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年～5年
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ○算定式 <u>$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})$</u> 労働投入量 (労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 ・機械装置 ・測定工具及び検査工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア
対象地域	天草市全域
対象業種	全業種

天草市が求める「先端設備等導入計画」



主な要件	内容
計画内容	<ul style="list-style-type: none">・導入促進指針（国）及び導入促進基本計画（市）に適合すること。・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。・認定経営革新等支援機関（本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会）において事前確認を行った計画であること。
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・人員削減を目的とした取り組みは対象としない。・先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇改善を伴うものについては、当該先端設備等により従業員の労働環境改善や心身への負担軽減につながる。または、今後予想される人員不足や技術継承等の経営課題にあらかじめ対応するものであるなど、中長期的な雇用の安定に配慮すること。・公序良俗に反する取り組み、反社会的勢力との関係が認められるものは対象としない。・市税滞納者及び市税未申告者の計画は対象としない。

計画申請・認定の流れ



「先端設備等導入計画」の作成

- ① 市が示す「先端設備等導入計画」の様式等により作成し、認定支援機関に確認を依頼
- ② 税制措置を受けるのであれば、工業会等に対し新規取得設備に係る工業会証明書を依頼

※申請までに工業会証明書が取得できない場合は、賦課期日（1月1日）までに提出すればよい。

「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ① 天草市（産業政策課）に計画申請書（+添付書類）を提出
- ② 認定を受けた場合、天草市より認定書を交付

「先端設備等導入計画」の開始、取り組みの実行！

固定資産税の特例を受けるには



地方税法に基づき、次の表の要件を満たして「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、固定資産税（償却資産）の特例を受けることができます。

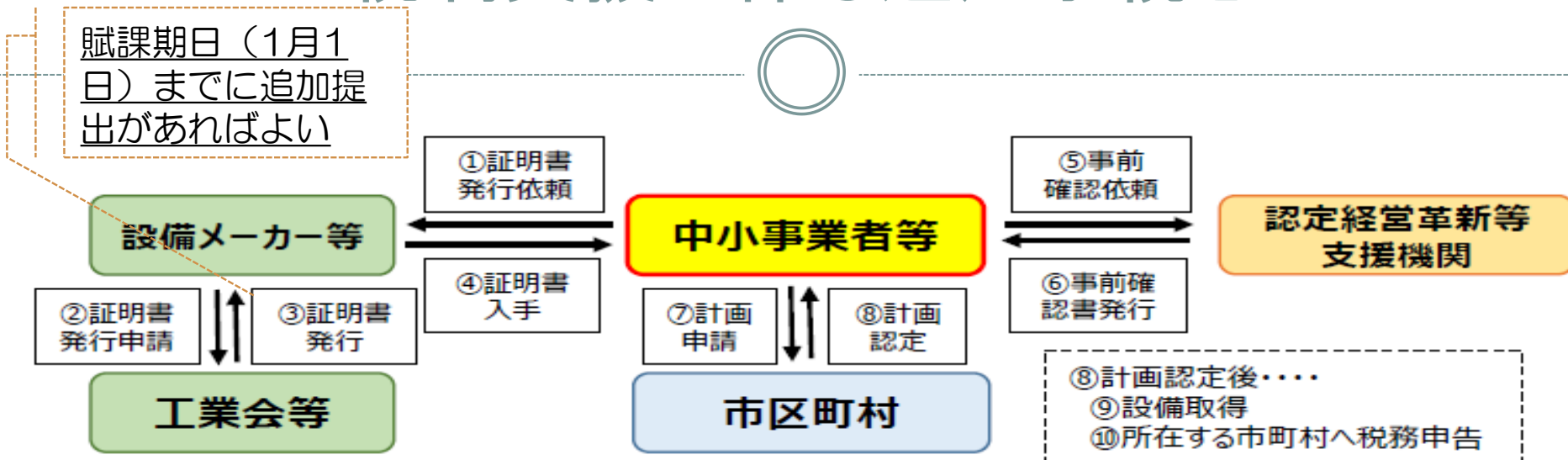
項目	内容
対象者	<p>資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）</p> <p>※「大企業」とは、資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>※「大企業の子会社」とは、発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人、発行済株式又は総額の2/3以上が大企業の所有に属している法人をいいます。</p>

固定資産税の特例を受けるには



項目	内容
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 <ul style="list-style-type: none">・機械装置（160万円以上／10年以内）・測定工具および検査工具（30万円以上／5年以内）・器具備品（30万円以上／6年以内）・建物付属設備（家屋一体で効用を果たすものを除く。）（60万円以上／14年以内）
その他要件	<ul style="list-style-type: none">・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと
特例措置	固定資産税（償却資産）の課税標準を、3年間ゼロに軽減

税制支援に係る適用手続き



※**所有権移転外リースの場合**（所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を）負担する場合も該当

